令和5年 第124回(定例)新 温 泉 町 議 会 会 議 録(第4日)

令和5年6月19日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和5年6月19日 午前9時開議

日程第1	諸報告	
日程第2	報告第2号	令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第3	報告第3号	令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費
		繰越計算書について
日程第4	報告第4号	令和4年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告に
		ついて
日程第5	報告第5号	第35期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報
		告について
日程第6	議案第58号	新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第59号	新温泉町税条例の一部改正について
日程第8	議案第60号	新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第62号	新温泉町使用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正につい
		て
日程第10	議案第63号	新温泉町遊覧船施設条例の廃止について
日程第11	議案第64号	新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第65号	辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第13	議案第66号	動産の買入れについて
日程第14	議案第70号	令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について
日程第15	議案第71号	令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
		1号) について
日程第16	議案第72号	令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に
		ついて
日程第17	議案第73号	令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予
		算(第1号)について
日程第18	議案第74号	令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)に
		ついて
日程第19	議案第75号	令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第20	議案第76号	令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第21	議案第77号	令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)に
		ついて

日程第22 議案第67号 西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任について

日程第23 議案第68号 大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について

日程第24 議案第69号 八田財産区管理委員の選任について

日程第25 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかる

ための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について(民

生教育常任委員長報告)

日程第26 議員派遣について

日程第27 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告 日程第2 報告第2号 令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第3号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費 日程第3 繰越計算書について 日程第4 報告第4号 令和4年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告に ついて 日程第5 報告第5号 第35期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報 告について 日程第6 議案第58号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 日程第7 議案第59号 新温泉町税条例の一部改正について 日程第8 議案第60号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について 日程第9 新温泉町使用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正につい 議案第62号 7 日程第10 議案第63号 新温泉町遊覧船施設条例の廃止について 日程第11 議案第64号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 日程第12 議案第65号 辺地に係る総合整備計画の策定について 動産の買入れについて 日程第13 議案第66号 日程第14 議案第70号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 日程第15 議案第71号 1号) について 日程第16 議案第72号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に ついて 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予 日程第17 議案第73号 算(第1号)について

日程第18 議案第74号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)に

ついて

日程第19 議案第75号 令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について 日程第20 議案第76号 令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について 日程第21 議案第77号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)に ついて

日程第22 議案第67号 西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任について

日程第23 議案第68号 大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について

日程第24 議案第69号 八田財産区管理委員の選任について

日程第25 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかる ための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について(民 生教育常任委員長報告)

追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元 に係る意見書について

日程第26 議員派遣について

日程第27 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(16名)

1番	中	村		茂君	2番	西	村	龍	平君	
3番	岡	坂	遼	太君	4番	澤	田	俊	之君	
5番	米	田	雅	代君	6番	森	田	善	幸君	
7番	浜	田	直	子君	8番	河	越	忠	志君	
9番	重	本	静	男君	10番	竹	内	敬一	一郎君	
11番	岩	本	修	作君	12番	池	田	宜	広君	
13番	中	井		勝君	14番	中	井	次	郎君	
15番	/]\	林	俊	之君	16番	宮	本	泰	男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

企画課長	水	田	賢	治君	税務課長	山	本	幸	治君
町民安全課長	/]\	谷		豊君	健康福祉課長	朝	野		繁君
商工観光課長	福	井	崇	弘君	農林水産課長	原		憲	一君
建設課長	松	井	豊	茂君	上下水道課長	谷	岡	文	彦君
浜坂病院事務長	宇	野	喜作	弋美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	松	岡	宏	典君
会計管理者	谷	渕	朝	子君	こども教育課長	吉	田	博	和君
生涯教育課長	西	脇	_	行君	調整担当	森	田	忠	浩君
代表監査委員	島	田	信	夫君					

午前9時00分開議

○議長(宮本 泰男君) 皆さん、おはようございます。第124回新温泉町議会定例会 4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日はその結果の報告、提出議案であります条例案、事件案、令和5年度一般会計及び特別会計、公営企業会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第124回新温泉 町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1 諸報告

○議長(宮本 泰男君) 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。去る6月9日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、6月14日付で町長から、議案第61号、新温泉町指定居宅介護支援事業者の 指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正についてを撤回する申出がありました。この撤回の申出について は、本日開催されました議会運営委員会に諮り、会議規則第20条第1項の規定により、 議長が許可いたしました。したがって、議案第61号は欠番になります。

次に、議会運営委員会が6月9日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長(中井 次郎君) それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。開催日時は、令和5年6月9日であります。協議事項といたしまして、

閉会中の継続調査申出についてでございます。次期議会開催に関する事例について、議 長の諮問に関する調査研究について、議長の臨時会招集請求権の付与について、これら のことについて議長に申出をいたしました。以上であります。

○議長(宮本 泰男君) 中井委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が6月12日に開かれておりますので、委員長から報告 をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長(竹内敬一郎君) 総務産建常任委員会の報告をいたします。6月12日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初は、牧場公園課です。報告事項は2件です。ひょうごプレミアム芸術デーへの参加については、令和4年度から県立の美術館や博物館等を7月の1週間、無料開放を実施しています。今年度は但馬牛博物館も参加し、7月16日にイベントを実施するものであります。協議事項は、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)についての1件です。人件費の減額と家畜飼料費の増額によるものです。委員会として了承しました。

次に、農林水産課です。報告事項は、令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についての1件です。詳細については、審議資料を御清覧ください。協議事項は2件です。動産の買入れについては、現在使用しているホイルローダーは購入から30年経過しており、老朽化が著しいため更新するものです。委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、主なものは、林道三尾御崎線が落石により現在通行止めになってるため、早期復旧に伴う設計調査業務の増額をするものです。委員会として了承しました。

建設課は、報告事項3件です。町道高見線の通行止めについては、住宅の老朽化に伴う落下物から通行車両及び通行人の安全確保のため、5月24日から6月26日まで通行止めを実施するものです。期間を延長する可能性があります。協議事項は、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)についてと、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)についての2件です。いずれも委員会として了承しました。その他は町道の種別についての1件です。

次に、税務課です。報告事項は、令和4年度町税等徴収実績についてと、令和5年度 町税等徴収実績についての2件です。協議事項は3件です。新温泉町税条例の一部改正 については、委員会として了承しました。新温泉町国民健康保険税条例の一部改正の国 民健康保険税の見直しについて、兵庫県は令和12年度に各市町の保険料率の完全統一 を目指しています。新温泉町も令和12年度までの8年間をかけて、保険税率の見直し を進めていくものです。賛成多数で委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、委員会として了承しました。

次に、商工観光課です。報告事項は3件です。第35期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についての詳細は、議案書を御清覧ください。協議事項は3件です。新温泉町使用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正についてと、新温泉町遊覧船施設条例の廃止については、委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)については、エネルギー価格高騰対策事業補助金、麒麟のまち観光DXプラットフォーム構築事業、新温泉町観光DX推進事業が主なものです。新温泉町観光DX推進事業について、補助金1,650万円の中身を示す資料が必要だとの質疑があり、資料は配付するとの答弁でした。委員会として了承しました。

企画課は、報告事項4件です。再生可能エネルギー導入促進に関連した脱炭素の推進については、5月24日、新温泉町がゼロカーボンシティ宣言をしております。協議事項は2件です。辺地に係る総合整備計画の作成については、委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)については、新温泉町省エネ家電買換促進交付金事業とJRローカル線駅周辺活性化モデル事業が主なものです。委員会として了承しました。

総務課は、報告事項1件です。令和4年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についての詳細は、議案書を御清覧ください。協議事項は5件です。新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員会として了承しました。西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任についてと、大庭財産区管理委員、大庭財産区補助委員の選任について、そして、八田財産区管理委員の選任については、いずれも委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、委員会として了承しました。

議会事務局は、協議事項、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)についての1件です。委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を、10件について議長に申し出することとしました。 以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長(宮本 泰男君) 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。 14番、中井次郎君。

- 〇議員(14番 中井 次郎君) すみません、所管のことですけども、委員長報告の中で、 議案第60号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について、委員会で了承したと いうような発言ではなかったんでしょうか、委員長の報告は。
- ○総務産建常任委員会委員長(竹内敬一郎君) はい。
- ○議員(14番 中井 次郎君) これは、いわゆる挙手なり、一部2名の反対があったように思うんですけど。

- ○総務産建常任委員会委員長(竹内敬一郎君) はい。
- ○議員(14番 中井 次郎君) それはちょっと報告をお願いしたいと思いますけど。
- ○総務産建常任委員会委員長(竹内敬一郎君) 言われたように異議がありまして、採決 は起立で行いました。賛成3名、反対2名でございました。その結果、賛成多数で委員 会として了承したということであります。以上です。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が 6 月 1 4 日に開かれておりますので、委員長から報告を お願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長(浜田 直子君) 民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。令和5年6月14日、行いました。調査内容は、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりの所管事務調査を行いました。付託事件として、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についても行いました。所管事務調査は、こども教育課、報告事項2件、令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計画書について、コロナに関するものがほとんどです。2、新温泉町コミュニティ・スクール連絡協議会設置要綱の制定については、町立の小学校、中学校8校と、浜坂高等学校、各学校教師、保護者の2名と教育委員会が必要と認めるものの20名以内で組織するとありました。協議事項1件、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、委員会として了承いたしました。

生涯教育課、報告事項2件。1、工事等発注状況及び進捗率報告については、令和5年度新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務の報告がありました。新温泉町指定文化財の指定について、黒杉神社の大イチョウの報告がありました。所有者が2つということで、なぜかということで、根、葉、幹等が広く張っているため、所有者が2つとなる。資料を配付させていただいています。協議事項1件、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、委員会として了承いたしました。

町民安全課、報告事項1件、新温泉町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規定の一部改正について、団員の待遇についてです。詳細は審議資料を御清覧ください。協議事項1件、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、委員会として了承いたしました。

健康福祉課、報告事項2件です。詳細につきましては、資料を御清覧ください。協議 事項3件、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項及び指定居宅介護 支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の制 度変更が影響していなかったため、取下げとなりました。 2、令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算(第 2 号)について、委員会として了承いたしました。 3、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、委員会として了承いたしました。なお、令和 5 度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について、委員会として了承しています。

上下水道課、協議事項3件です。1、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について、委員会として了承いたしました。2、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について、委員会として了承いたしました。3、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について、委員会として了承いたしました。

公立浜坂病院、老人保健施設ささゆり、協議事項2件。新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、泌尿器科の診療を令和5年7月31日までとし、8月1日から廃止とする。質疑がありました。なぜ休診にしないのかの問いに、現在の患者は総合診療科で対応を続けることが可能である。泌尿器科診療を続けようと努力し、医師を探したが、医師確保の見通しがつかず廃止としたとありました。2、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について、委員会として了承いたしました。付託事件、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員会で審議し、委員会として採択いたしました。

閉会中の継続調査申出書を議長に9件申し出しました。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長(宮本 泰男君) 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑をあればお願いします。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

- 〇議員(1番 中村 茂君) 失礼します。協議事項ではありませんが、報告、議事録等の関係もありますので、あえて申し上げます。今日の報告書の2枚目、こども教育課の部分で、令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計画書になっております。繰越計算書の間違いだと思うんですが、訂正をお願いしたいと思います。
- **○民生教育常任委員会委員長(浜田 直子君)** すみません、失礼しました。そのように 訂正します。ありがとうございます。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。これをもって質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

日程第2 報告第2号

○議長(宮本 泰男君) 日程第2、報告第2号、令和4年度新温泉町一般会計繰越明許 費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計繰越明許費 繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものでありま す。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) それでは、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定では、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされております。それでは、審議資料の1ページを御覧ください。2ページにかけまして、繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、令和4年度事業で令和5年度へ繰り越したものは、2款総務費、1事業、6款農林水産業費の5事業、7款商工費の3事業、8款土木費の6事業、めくっていただきまして、10款教育費の2事業の計17事業です。中心部分の金額欄の額は、令和4年度3月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰越限度額です。その右側の翌年度繰越額が、令和4年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で9億7,832万9,000円です。資料の右側にそれぞれの事業に係る歳出予算の明細として、節、細節の金額を示しております。なお、各事業の繰越理由、完了見込み時期につきましては、別紙としてお配りしております繰越計算事項別明細書説明資料に記載の備考欄を御清覧いただきたいと思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越明許費の歳出予算の経費については、必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされており、その財源内訳を事業ごとに示しております。それぞれ既収入特定財源はなく、国庫支出金2億789万6,000円、県支出金<math>1億3,986万6,000円、地方債<math>4億7,320万円などの未収入特定財源は記載のとおりで、残りは一般財源<math>6,373万9,000円となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員(8番 河越 忠志君) 8款の土木費の都市計画費の中で12節の委託料が、1, 295万円の全額が今回繰越しということなんですけれども、この業務については、令 和 4 年度の中での業務実績というのは全くないというふうに認識しとったらよろしいんでしょうか。

- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 都市計画費の委託業務料でございますが、令和4年度末に 計画をいたしまして、現在も業務継続中でございますので、まだ実績はございません。 以上です。(「マスク外してやっておくれいな」と呼ぶ者あり)
- ○議長(宮本 泰男君) もう一度お願いします。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 失礼しました。都市計画費の委託業務料でございますけれども、令和4年度末に業務を契約しております。現在も繰越しをさせていただいて継続中でございますので、令和4年度の実績としては、まだないという状況でございます。以上です。
- 〇議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) この繰越しの理由の中で、調整が整わなかったっていうことになってるんですけども、この調整が整わないっていうことについては、全て町の職員で対応されて調整が整わなかったということになろうかなと思うんですけども、こういったハイレベルな、ある意味でハイレベルな事業じゃないかなと思うんですね、修景を造ろうということの中でいくと。そうすると、ある意味でのプロフェッショナルが関わるということが、本町のまちづくりの上では重要ではないかなと思うんですけれども、これを全て職員でされようとした業務の内容というのはどんなもんだったんでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 調整の内容につきましては、今回の業務内容が橋梁の外観に係る修景整備ということでございますので、町職員、それから地元関係者、それからコンサルも含めまして、現在検討中という状況でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) ということは、修景についての調整はコンサルの発注が終わってからというふうに聞こえてしまうんですけども、それまでの調整というものについて時間は随分あったんじゃないかなと思うんですけども、そう至らなかった理由っていうのはどんなもんだったんでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- **○建設課長(松井 豊茂君)** 外観に係る調整につきましては、コンサル発注後に主に動き出しておりまして、現在も進行中でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長(宮本 泰男君) 日程第3、報告第3号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分 場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場 事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を 申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) それでは、報告事項第3号、令和4年度新温泉町浜坂地区 残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。議 案書の報告第3号と審議資料3ページでございます。説明の都合上、説明資料の4ページを御覧願います。

1款1項残土処分場事業費の新残土処分場事業で、本工事としまして和泉谷残土処分場場内整地工事1件を繰り越しさせていただいております。翌年度繰越額は、工事請負費5,000万円でございます。繰越しの理由及び完了見込み時期につきましては、説明資料の備考欄に記載しておりますので、御清覧をお願いいたします。なお、財源内訳といたしましては、議案書報告第3号の繰越計算書のとおり、全て一般財源でございます。以上で説明を終わります。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 8番、河越忠志君。

- ○議員(8番 河越 忠志君) この繰越しの理由の中で、年度をまたぐ繰越しの公共事業の残土を受け入れるためということになってるんですけれども、この事業自体は本自治体、要は新温泉町の事業ではないというふうに私は考えているんですけども、この受入れを本町の予算の中で繰り越さなきゃいけない理由っていうことについて、何らかの、要は令和5年度での対応は不適切だという理由が成り立つのかなと思うんですけども、その辺りについて御説明いただけますでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- **○建設課長(松井 豊茂君)** 繰越事業につきましては、大きなものとしましては、浜坂 道路 II 期の工事でございます。その他町工事につきましても、繰越しの工事がございま すので、県及び町の工事の繰越残土が対象となっております。
- 〇議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 本町の事業であれば繰越しということはあり得るのかな

と思うんですけど、県について繰り越さなければいけない何らかの理由というのがある のか教えていただけますでしょうか。

- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 和泉谷残土処分場事業につきましては、浜坂道路II期の残土の受入れというものが非常に大きなウエートを占めておると思います。そういった中では、浜坂道路II期事業の残土の繰越分の受入れを途切れさせないということでこのたびの対応と、それから町工事につきましても、繰越しの残土受入れを継続するということで繰越しをさせていただいております。
- 〇議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 先ほどお尋ねさせていただいた、令和5年度では対応できなかったんでしょうか。要は、県について、令和5年度では対応できなかったのでしょうかということについての御答弁をお願いできますでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 令和5年度での対応ということになりますと、工事を設計をして、発注するまでのブランクがどうしても生じてしまうということがございますので、やむなく繰越しをさせていただいておるものでございます。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長(宮本 泰男君) 日程第4、報告第4号、令和4年度兵庫県土地開発公社事業報 告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和4年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。 内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) それでは、令和4年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び 財務諸表について御報告いたします。この公社の決算につきましては、地方自治法第2 43条の3第2項の規定により、毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に 提出することとされております。

それでは、令和4年度事業報告書及び計算書類を御覧ください。めくっていただきまして、資料の1ページを御覧いただきたいと思います。事業の概況ですが、令和4年度中に新たな土地取得はなく、公社の取得用地につきましても、令和元年度に全ての土地

の処分を完了しており、令和4年度末において公社の保有する公共事業用地はございません。また、事業収支では事業収益がゼロ円のため、当期純利益は11万330円のマイナスとなりました。なお、この損失につきましては、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越金剰余金を1,911万7,226円としております。

めくっていただき、3ページを御覧ください。経営活動に伴う収益的収入及び支出の収入につきましては、事業外収益が710円となっております。これに対しまして、支出は4ページのとおりで、一般管理費11万1,040円となっており、収入支出の差額は11万330円のマイナスとなり、当年度末未処分利益剰余金を処分いたしました。以上が令和4年度の事業概要でございます。

5ページ以降は資本的収支、借入金の概要、監査の実施状況、一般庶務事項等を記載 しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

なお、この兵庫県町土地開発公社につきましては、令和5年度で解散することが2月の理事会で同意されております。今後、解散に当たり、構成町の議会の議決をお願いすることになります。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。これをもって質疑は終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第5号

〇議長(宮本 泰男君) 日程第5、報告第5号、第35期営業年度株式会社温泉町夢公 社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、第35期営業年度株式会社温泉町夢公社 事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであ ります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) それでは、報告第5号、第35期営業年度株式会社温 泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告をさせていただきます。1枚めくっていただき まして、営業報告書でございます。

さらにめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。2行目から3行目にかけてでございます。33期、34期はコロナ禍により赤字でございました。今期35期においても、エネルギー価格高騰、リフレッシュ館の客単価低迷により、3期連続の赤字となりました。営業実績につきましては、7行目後半からでございますが、指定管

理施設であるリフレッシュパークゆむらは、入館者数8万821人、前年比プラス801人、1.0%の増、利用料は1,776万8,000円、前年比プラス165万5,000円、10.3%の増となりました。町営駐車場利用台数は2万2,272台、前年比プラス920台、4.3%の増、利用料は375万6,000円、前年比プラス92万4,000円、32.6%の増です。健康公園は、利用人数3万8,028人、前年比プラス7,437人、24.3%の増、利用料は140万9,000円、前年比プラス24万9,000円、21.5%の増です。草太園地は、利用人数545人、前年比マイナス183人、25.1%の減、利用料は27万4,000円、前年比マイナス11万9,000円、30.2%の減です。ログハウスカナダは利用棟数876棟、前年比プラス43棟、5.2%の増、利用料は1,446万2,000円、前年比プラス73万6,000円、5.4%の増です。夢千代館は、入館者数1万1,489人、前年比プラス4,500人、64.4%の増、利用料は297万6,000円、前年比プラス118万1,000円、65.8%の増収となりました。

直営事業におきましては、レストラン楓が6,440万3,000円、前年比プラス1,069万2,000円、19.9%の増。フロント販売品149万6,000円、前年比プラス27万6,000円、22.6%の増。リフレッシュ館喫茶・特産品販売470万3,000円、前年比プラス97万8,000円、26.3%の増。野外施設147万3,000円、前年比プラス37万円、33.5%の増です。売上高は1億1,326万7,000円で、前年比プラス1,699万2,000円、17.6%の増となりました。

総収入額は1億7,341万5,000円となり、営業外収支を含み税引き後の当期利益は、マイナス419万1,000円を計上することとなりました。売上げ及び入館者数は増加しておりますが、客単価の低迷、エネルギー価格の高騰により、このような結果となりました。

2ページを御覧ください。各種イベントの開催について記載しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。2の当社の現状でございます。資本金の増減はありません。(2)の株式の状況でございますが、発行済株式総数400株に変動はありません。株主については、3名増えて135名となっております。(3)社員の状況ですが、員数は9人と、1人増加しております。(4)の業務の状況としまして、1人の指定管理施設は記載の16施設、主に受付案内、利用促進、施設管理を業務としております。

4ページをお願いいたします。ロの直営事業です。リフレッシュ館では喫茶、物品と特産品販売を、森林総合利用促進施設では、レストランの運営をしております。野外活動施設では物品販売、中山食堂の運営、メイプルセンター、夢千代館では物品販売を行っております。続いて、ハの売上げです。フロント部門から、一番下の夢千代館まで、売上合計は1億1,326万7,084円、指定管理料は、中ほどのリフレッシュ館から夢千代館まで合計6,014万8,450円、部門計といたしまして167,341万5,534円です。

5ページをお願いいたします。3の取締役及び監査役ですが、記載の10名でござい

ます。続く4、5、6の項目は、次の決算報告の中で報告させていただきます。

次に、決算報告書をお願いいたします。1ページからが、貸借対照表となっております。令和5年2月28日現在でございます。1の流動資産は、現金から仮払金まで、合計は1億937万8,596円です。2の固定資産ですが、(1)有形固定資産は、建物から一括償却資産まで、合計は126万1,775円、(2)無形固定資産はゼロ、(3)投資等は出資金の1万円で、資産合計は1億1,065万371円となります。

続いて、純資産の部でございます。株主資本は、資本金から繰越利益剰余金まで、純 資産合計として9,533万3,389円でございます。負債、純資産合計として1億1,0 65万371円となります。

5ページは、販売費及び一般管理費の内訳でございます。役員報酬から雑費まで、合計で1億4, 580万6, 407円となります。

6ページ、売上げの内訳は営業報告と同一の内容ですので、省略いたします。下段は 仕入れの内訳でございます。フロントから夢千代館売店まで合計しまして、仕入れ額3、 431万4,807円、期首棚卸し355万3,839円、期末棚卸し327万6,024円 でございます。

7ページ、株主資本等変動計算書です。資本金の当期末残高は2,000万円です。利益準備金の当期末残高は119万2,000円、その他利益剰余金の別途積立金、当期末残高は4,400万円です。役員退職積立金は、繰越利益剰余金から10万円を繰り入れましたので、当期末残高は30万円です。繰越利益剰余金は、10万円の繰り出し及び当期純利益のマイナス419万1,795円を加えて、当期末残高は2,984万1,389円です。利益剰余金合計、当期末残高は7,533万3,389円、株主資本合計の当期末残高は9,533万3,389円、純資産の部の合計、同額でございます。

次に、8ページ、個別注記表については、前期と変わりませんので、省略いたします。 9ページ、中段の監査役 2名による監査が令和 5年 4 月 1 6 日に行われております。

10ページ、剰余金の処分につきまして、役員退職積立金への10万円の振り替えが承認されております。以上でございます。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員(6番 森田 善幸君) 3ページの株式の状況ということで、400株で135 名でプラス3名ということでしたが、総数が変わらないのに株主数が増えたということ についてのちょっと説明をお願いします。

それから、社員の状況ですが、前年度8人から1人増えて9人ということですが、社内の取締役が2人おられますが、このお二人も9名の中に入っているかどうかということと、それから、9名の正社員の配置ですね、リフレッシュ館何名とか、そういったちょっと配置状況をお尋ねします。

それと、あと、その下に再雇用 3 人、臨時 7 人、パート 1 0 人と書いてありますが、 そうしますと、全従業員数といいますか、お仕事携わっている方は、社員の 9 名の方と、 この括弧内の方を合わせた 2 9 名が交代交代に勤務されているというふうに認識してよ ろしいでしょうか、お尋ねします。以上です。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- 〇**商工観光課長(福井** 崇弘君) 株主の増えた要因、すみません、把握しておりません。 それから、社員の取締役を含むかどうか、それから、それぞれの施設の人員配置につい ても、すみません、ちょっと現状、手元に資料がございません。もし、副町長から分か りましたら、すみません。
- ○議長(宮本 泰男君) 西村副町長。
- **○副町長(西村 徹君) 詳細につきまして、休憩をお願いしたいと思います。**
- ○議長(宮本 泰男君) 暫時休憩します。10時5分まで休憩します。

午前 9時53分休憩

午前10時04分再開

- ○議長(宮本 泰男君) 休憩を閉じ、再開いたします。 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 先ほどお尋ねの、まず株主の件でございます。3名増えておりますが、これは、死亡等により名義が保留になっていたもの等が引き継がれたり、あるいは買手がついたりというふうなところで3名の増ということでございました。2つ目の、社員9人の中に取締役の2名は入っておりません。取締役の2名の常勤につきましては、再雇用3人の中に含まれております。

それから、各施設ごとの職員の配置でございますが、パート等も含め非常に流動的で ございまして、常時変わっているということでございました。一瞬のといいますか、3 月1日だけの数字でございますが、本社2名、それからリフレッシュ館6名、健康公園3名、学習のむら2名、夢千代館1名と、その他につきましてはパート等で補塡をしながら回しておったり、また現状、既にもう動いているという状況がございますので、はっきりした人数はお答えできません。以上です。

- 〇議長(宮本 泰男君) 6番、森田善幸君。
- ○議員(6番 森田 善幸君) 夢公社の目的として、雇用の場の確保ということで、1 名、昨年度から増えているわけですが、男性社員の方が退職されたというようなことも 聞いております。今回、処遇改善とかで、給料や期末手当なども増額するとありますが、 会社の状況が、売上げ等よくなるような現場の状況をつくっていただきたいと思います。 以上です。
- ○議長(宮本 泰男君) 西村副町長。
- ○副町長(西村 徹君) 社員の状況につきましては、この表に表れておりますように、 社員の構成といたしまして、中間層の部分が、現在、非常に手薄というふうな状況があ ります。いずれにしましても、経営を考える上で人材というのは非常に重要だと思って おりますので、社員の確保について十分、これまでも随時募集等はしておりますけれど も、確保に向けての取組をしていきたいというふうに考えております。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。5番、米田雅代君。
- ○議員(5番 米田 雅代君) 1ページの営業報告のところで、下から7行目ですかね、さらなる経費削減が必要となりますっていうふうに書かれておりますが、ここの経費削減のところで、たしか夢公社は株式を町が半分ちょっと持ってると思いますが、その意味では、先ほど同僚議員が言いましたけども、雇用促進っていう部分があると思います。その中で、ボーナスカットというようなことはあったと思いますが、従業員の働く意欲という部分の中で、非常にその辺のところは考えていかないといけないと思います。人材確保という部分、それと雇用促進という部分から考えた中で、そこのところに経費削減というところで持っていくっていうことは非常に安易だと思うんですが、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 西村副町長。
- ○副町長(西村 徹君) 第三セクターということではありますけれども、やはり一つの株式会社であるというところがありまして、公共性と企業性を併せて性格として持っているというところがあるというのがまず前提にあります。そういった中で、コロナ禍とはいいましても、3期連続の赤になったと。御指摘のボーナスカットということにつきましても、やはり一つの会社の経営ということを考えましたときに、そこは創業以来初めての赤が3年前に出たというところは重く受け止めております。そういう面で、苦渋の選択ではございますが、そういった収支を考える中でそういった対応をしてきたというところであります。

- ○議長(宮本 泰男君) 5番、米田雅代君。
- 〇議員(5番 米田 雅代君) それとともに、客単価が減少してると、そのことが非常 に経営を圧迫しているっていう形で、たしか分析をされていたと思いますが、その辺の ところで、客単価が下がっているっていうことの中で対策といいますか、そういったことはお考えでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 西村副町長。
- 〇副町長(西村 徹君) 客単価につきましては、報告書に書いてありますように、コロナ禍の前に比べまして、約100円の減少があるというふうにしております。現在の経営の状況というのは、報告書にありますように、客が増えて金額も上がっても、水道光熱水費、これが非常に大きいところでございます。そういった大きな経費という部分がございますので、一つの対策といたしまして、今回の町の条例のほうで、3月議決をいただきましたけれども、そういった対応も客単価を改善するための一つの取組というふうに考えております。
- 〇議長(宮本 泰男君) いいですか。

そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 議案第58号

○議長(宮本 泰男君) 日程第6、議案第58号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料5ページを御覧ください。

条例の一部改正の概要について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられました。これに伴い、国家公務員におきましては、人事院規則の改正が行われ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例が廃止されました。新温泉町におきましても、人事院規則の改正に準じて、感染症防疫作業手当に係る特例を廃止いたします。

改正の内容としましては、太枠の部分ですが、現行、支給対象業務は、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として、町長が特に必要があると認めた場合に支給すると規定しており、コロナ感染症の患者、または、その疑いのある者への診察等を行った医師及び看護師等に対し、1日当たり4,000円を支給しておりましたが、それを廃止するものです。

審議資料 4 ページには、新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案です。現行の感染症防疫作業手当の特例を規定します附則第 3 項から第 5 項までを削るものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するとするものです。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号

○議長(宮本 泰男君) 日程第7、議案第59号、新温泉町税条例の一部改正について を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮本 泰男君) 山本税務課長。
- ○税務課長(山本 幸治君) それでは、議案第59号、新温泉町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。改正理由といたしましては、地方税法をはじめとする関係法令の改正があり、町税条例を改正する必要が出てまいったことによるものでございます。説明の都合上、審議資料23ページの概要に沿って説明させていただきます。この概要につきましては、改正のあらましと併せて、該当いたします条例の条番号、施

行期日を記載しておりますので、適宜御説明させていただきます。

それでは、1、町民税関係でございます。まず、(1)森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律のうち、森林環境税の賦課徴収に関する規定が令和6年1月1日から施行されます。税額は個人に対して年間1,000円となり、令和6年度から町民税と併せて、国税であるところの森林環境税の賦課徴収をいたします。施行期日は、いずれも令和6年1月1日となります。①は、配当所得の税額控除がし切れなかった場合に、森林環境税の納入に充てることができるとする改正となります。②は、森林環境税を徴収する方法として、町民税の均等割と併せて行うとする改正でございます。③は、町民税の納税通知書に森林環境税の納付額を記載するとした改正でございます。④は、町民税が給料からの特別徴収の場合は、森林環境税も併せて徴収するとした改正でございます。⑥は、町民税が公的年金からの特別徴収の場合には、森林環境税も併せて徴収するとした改正でございます。⑥は、町民税が公的年金からの特別徴収の場合には、森林環境税も併せて徴収するとした改正でございます。以上が、森林環境税に関わる改正でございます。

続いて、(2)は、給与所得者が事業主に提出する扶養親族等申告書の記載内容を簡素化するとした改正でございます。施行日は、令和7年1月1日としております。

(3)は、法人町民税を納付する際の納付書として、QRコードが記載された様式を追加するとした改正でございます。

24ページをお開きください。(4)は、肉用牛の売却の際に、町民税の特例がございますが、適用期限を令和6年度から令和9年度に延長するとした改正でございます。特例の内容といたしましては、一定の条件に合致した肉用牛の売却にあって、1頭当たり10万円未満で、1,500頭までは町民税が免除されるとした特例でございます。

(5)は、優良住宅等の造成のために土地等を譲渡した場合の町民税の特例がございますが、適用期限を令和5年度から令和8年度に延長するとした改正でございます。特例の内容といたしましては、通常税率5%のところを特例税率4%になっております。

続いて、2、軽自動車税関係の改正でございます。(1)令和5年7月1日に道路交通法の一部を改正する法律が施行され、新たに特定小型原動機付自転車が設けられることとなりました。いわゆる電動キックボードでございます。現在、電動キックボードには3輪のものがございまして、一定の基準のものについては、現行の3輪以上のものの区分から除外し、他の2輪の原動機付自転車と同様に、年間税額2,000円の区分にするとした改正でございます。

(2)は、軽自動車税の環境性能割に係る特例が令和3年12月31日をもって終了しており、削除するものでございます。特例の内容といたしましては、税率を1%軽減するものとなっておりました。

(3)は、自動車メーカーの燃料や排気ガスの不正検査により軽自動車税の納付不足が生じた場合に、納付不足額と併せて加算する額を10%から35%に引き上げるとした改

正でございます。

(4)は、軽自動車税の種別割の環境性能に応じて軽減する適用期限を令和7年度、または令和6年度とするものでございます。特例の内容は、購入の翌年度のみ軽自動車税種別割を、環境性能などにより75%から25%を軽減するものでございます。

続いて、3、町たばこ税関係でございます。町たばこ税を納付する際の納付書として、 QRコードが記載された様式を追加するとした改正でございます。

4、その他といたしまして、地方税法の改正による用語の統一や、法律等の改正による条ずれ、特例廃止による削除などが、下にございます条例となっております。その中の、附則第10条、第10条の2及び第10条の3第11項は、固定資産税関係の改正となっており、第10条は固定資産税の家屋や償却資産の新型コロナウイルスに関わる特例の適用期限の終了による改正でございます。特例の内容といたしましては、一定の基準を満たした先端設備について、固定資産税を3年間免除するものでございました。10条の2及び10条の3第11項は、地方税法などの改正による条ずれに対応した改正となっております。

それでは、条例に戻っていただき、附則でございます。第1条では、施行日は、令和5年4月1日の適用といたしておりますが、それ以外の施行期日のものについては、1号から第3号までに条番号を上げております。第2条では町民税、第3条では固定資産税、第4条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ上げております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号

○議長(宮本 泰男君) 日程第8、議案第60号、新温泉町国民健康保険税条例の一部 改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。 〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する 政令の施行に伴う改正及び令和5年度国民健康保険税率の改正を御提案申し上げるもの であります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮本 泰男君) 山本税務課長。
- ○税務課長(山本 幸治君) それでは、議案第60号、新温泉町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例について御説明いたします。説明の都合上、審議資料36ページの 概要に沿って説明させていただきます。

まず、主な改正点でございます。2点ございます。1つ目が、国民健康保険法施行令の改正に併せて改正するもの。2つ目が、国民健康保険税の税率の見直しでございます。それでは、1つ目の、2として上げております国民健康保険法施行令の改正関係でございます。2点ございます。まず1つ目が、(1)後期高齢者支援金等課税額の課税限度の引上げです。現行20万円のところ、改正案といたしまして22万円といたします。これにより、国民健康保険税の課税上限が年間102万円から104万円となります。一般的には、課税限度額の引上げは中間所得者層の保険税負担の軽減の効果があるとされております。続いて、(2)減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しですが、国保税は原則として、世帯を構成する被保険者の合計所得よって、課税額のうち均等割と平等割を7割軽減、5割軽減、2割軽減とする制度を設けております。このたびは、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準の引上げを行います。軽減判定所得基準額を引き上げることにより、軽減対象世帯が拡大されます。まず、5割軽減は、軽減判定所得基準額の算出に当たって、加入者1人当たりの所得額を28万5,000円から、太字の部分でございますが、29万円に、同様に2割軽減は52万円から53万5,000円にいたします。以上が、国民健康保険法施行令の改正に係る条例改正となります。

続いて、37ページを御覧願います。続いて、国民健康保険税の税率の見直し関係について御説明いたします。以後、説明の中で、兵庫県が作成した資料については、保険料といい、新温泉町が定めるものにつきましては保険税と使い分けますが、同一の意味でございますので、御了解願います。

まず、税率の改正方針ですが、昨年度に引き続き、兵庫県下の保険税率の統一に向けて、新温泉町におきましても段階的に調整してまいります。また、昨年度は、県下の保険税率の統一の時期を令和9年度といたしておりましたが、枠で囲った参考、兵庫県の保険料水準統一の基本方針に記載があるとおり、3年間の移行期間を加えた令和12年度とされました。

38ページを御覧ください。令和5年度の国民健康保険税の税率の改正に当たっての参考資料として、①の(ア)から(ウ)まで上げております。(ア)は現行の保険税率でございます。(イ)が現時点で兵庫県が示しております令和12年度の統一時の保険料率、こちらは現時点でのものでございまして、今後、変わっていくものと考えており

ます。(ウ)は兵庫県が示した令和 5 年の新温泉町の標準保険料率を上げております。こちらは、兵庫県が年度ごと、市町ごとに算出した標準保険料率ですが、市町はそれぞれそれを参考といたしております。具体的な令和 5 年度の保険税率の算出ですが、まず 2 の(ア)ですが、支援金分については、上のウにあります兵庫県が示した新温泉町の令和 5 年度の標準保険料を参考といたしました。所得割を 2.74%、均等割を 1 万 1,5 0 0 円、平等割を 7,4 0 0 円としております。

3 9ページを御覧ください。引き続き(イ)では、医療分について、下の計算式を用いて改定率を算出しております。考え方といたしまして、令和12年度の統一時の保険料率と新温泉町の現行の保険税率の差額を、本年度から令和12年度までの年数、8年ございますので、8で割り、算出された率を本年度の改定率といたしました。なお、今の計算に当たっては、全ての被保険者が対象となる課税額でありますところの医療分と支援金分を合算した税率を用いております。具体的には、米印の表にて算出し、一番下の欄に医療分を示しております。所得割が5.36%、均等割が1万9,200円、平等割が1万4,400円としてございます。その下の参考の表において、あくまで仮でございますけども、先ほどの計算式を使って令和12年度の統一時までの計算した場合の推移を記載しております。

続いて、(ウ)の介護分ですが、こちらは兵庫県が示した新温泉町の令和5年度の標準保険料を現時点では上回っておりますので、据え置いております。

ここまで申し上げた税率をまとめたものが 4 0 ページの改正案となります。その下に現行との比較を示しております。さきに申し上げました令和 1 2 年度に向けて段階的に移行していくため、全ての区分を引上げとしております。

続いて、(2)からは、ここまで説明いたしました税率を用いて平均税額を示しております。あわせて、あくまで当初の試算時のものですが、基金繰入金の額も記載しております。令和 5 年度の基金繰入金は、本議会にて国保特別会計の補正予算としてお願いしております 4, 8 0 0 万円を上げております。また、平均額ですが、全体として1世帯当たり年間 1 4 万 4, 1 9 8 円、括弧内の前年度対比は 2, 4 0 6 円の減、1 人当たりでは 1 0 万 1, 3 7 8 円となり、前年度対比は 4 5 6 円の増となりました。その表の右側に介護保険料対象者を含まない場合の平均税額を上げております。②の算出区分別明細では、今申し上げました平均額の明細を区分ごとに上げております。(ア)が医療分、次のページ、4 1 ページに(イ)として支援金分、(ウ)の介護分の別で、5 年間のそれぞれの推移を記載しております。

(3)では、改正後の国民健康保険税の減額の制度について記載しております。このたびの税率の改正により、基となる平等割や均等割を改正するため、軽減により減額される金額も改正いたします。

4 2 ページを御覧ください。①では、軽減がない場合の基本税額となっております。 ②では、7割軽減に該当した場合に軽減される額、同様に、③では、5割軽減の場合に 軽減される額、43ページの④では、2割軽減の場合に減額される額となっております。 ⑤では、今御説明した軽減制度を令和5年度に当てはめて試算したところの世帯数など を前年度との比較で記載しております。

4.4ページを御覧ください。こちらでは納期数など、基本的な制度の概要を記載しております。一部これまで御説明した内容と重複しております。また、4では、このたびの保険税額の試算に使用した世帯数ですとか被保険者数、課税対象所得金額を記載しております。5については、医療分、支援金分、介護分の区分ごとの賦課割合を、あくまで年度当初の比較でございますが、記載しております。

それでは、議案にお戻りください。附則でございます。第1項にて、施行期日は公布の日からとしております。第2項では、この条例による改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。
 - 14番、中井次郎君。

まず、本案に対して反対者の発言を許します。

〇議員(14番 中井 次郎君) それでは、議案第60号、新温泉町国民健康保険税条例 の一部を改正するについて、反対の立場から討論をいたします。

その理由は、2点ございます。令和5年度の新温泉町の国民健康保険税率は、基金より4,800万円繰り入れる予定にしていますが、それでも所得割0.34%、均等割3,00円、平均割1,700円の値上げとなります。国保加入者は相次ぐ物価上昇で生活苦に陥ってるとこでございます。これ以上の負担はとんでもないというのが現状であります。しかも、当局から提出された資料によると、この先令和12年度まで値上がりが続くと予想されています。その原因は、市町村の国保財政に対し、医療費を抑えるためということを口実に国庫負担を減らし続け、1984年度の50%から2010年度には25%と半減をしてるわけでございます。

もう一つの反対の理由は、国保の都道府県化にございます。住民の顔が見える市町村は、住民の負担が増え過ぎないように基金や一般財源から繰入れをしてまいりました。このように工夫してきたところであります。都道府県化になれば、市町村の裁量権はなくなり、保険料徴収などに追われるばかりになります。収納率と保険料率が連動するため、保険料徴収はこれまで以上に強化され、滞納世帯に対する差押えが増えることになるおそれがございます。国は、市町村国保財政への国庫負担を元に戻し、国保会計を元

の自治体運営に戻すべきだと考えておるとこであります。

以上をもちまして反対討論といたします。

○議長(宮本 泰男君) 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。 ありませんか。ありませんね。

[賛成討論なし]

○議長(宮本 泰男君) これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(宮本 泰男君) 待ってください。

賛成多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号

○議長(宮本 泰男君) 日程第9、議案第62号、新温泉町使用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、新温泉町使用料徴収条例の一部を改正する条例の改正内容について、適用区分を明文化するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井 崇弘君)** 3月に改正をお認めいただきました使用料徴収条例の 改正でございますが、リフレッシュ館等年間券の取扱いにつきまして御指摘をいただき ました。このたび、長期的な利用券が利用期限まで利用できることを経過措置として明 文化させていただきたいものでございます。説明の都合上、審議資料の46ページをお 願いいたします。

新旧対照表、左が現行、右が改正案でございます。まず、経過措置を加えて2項立てとするため、施行期日のところを見出しを立てております。施行期日の見出しを立てまして、1項の番号を追加しております。それから、経過措置といたしまして、この条例の施行前に改正前の新温泉町使用料徴収条例別表第9の規定により納付した使用料であって、その使用期間の末日がこの条例の施行の日以後であるものについては、当該使用期間の末日までの間は、改正後の新温泉町使用料徴収条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで、4月1日以前に発行されました年間使用券、あるいは半年使用券等の長期の使用券が、7月1日以降も使用できることを明文化したもので

ございます。

条例本文に戻らせていただきます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施 行するとさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、米田雅代君。

- ○議員(5番 米田 雅代君) この条例によりまして、年間券が1年間延びたというふうな感覚で捉えたらいいかと思いますが、その間に、では先ほど100円、客単価が落ちた、その辺の原因が本当に年間券によるものなのかどうなのか、そういったものはきちっと精査されるんでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 実質、年間券の利用は令和6年6月30日まで続きます。はっきりとした年間券が完全になくなった後のデータというのはその後にならないと収集できませんが、まずはこの1年間、貸切り利用等の条例も制定をお認めいただきましたので、そういった制度を使って収入増に夢公社に努めていただくということで進めてまいります。
- 〇議長(宮本 泰男君) 5番、米田雅代君。
- 〇議員(5番 米田 雅代君) では、仮にですが、100円落ちた原因として、年間券が原因ではないと判明といいますか、理解された場合に、じゃあ、年間券、これはどうされるんですか。そのまま廃止っていうことで、なるっていう形ですか。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 客単価の低下の原因につきましては、これは数字上、 年間券の影響ということははっきりしております。それについては間違いございません。
- ○議長(宮本 泰男君) 5番、米田雅代君。
- 〇議員(5番 米田 雅代君) では、結局この1年間延ばしたっていうことは、そういったことをきちっと精査なり考えるっていうわけではなく、ただ、利用者の皆さんからの反対の声が大きかったから、それに応じて延ばすというような感覚なんでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 既に御購入いただいております年間パス等につきましては、当然にその有効期間の最後までお使いいただくべきとの考え方からの経過措置でございます。

一方で、町外のお客様からもしっかりした料金を頂きながら御利用をいただいた上で、施設全体、夢公社全体としてしっかり収支を整えていく必要があるというふうに考えております。そういった中で令和5年度、先ほど申しましたように、様々な制度改正しておりますので、その中でしっかり収益の改善に努めてまいりたいと思います。

○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号

○議長(宮本 泰男君) 日程第10、議案第63号、新温泉町遊覧船施設条例の廃止に ついてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、遊覧船運航事業者の撤退に伴い、遊覧船 施設の用途を廃止するため、条例廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 遊覧船施設条例の廃止についてでございます。具体的には、浮き桟橋、それから切符売場がございますので、この2つの施設の用途を廃止するものでございます。条例本文をお願いいたします。

新温泉町遊覧船施設条例を廃止する条例、新温泉町遊覧船施設条例は廃止する。附則 といたしまして、令和5年7月1日からの施行でございます。どうぞよろしくお願いい たします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、岡坂遼太君。

- ○議員(3番 岡坂 遼太君) 切符販売施設については、今後は何らかの条例によって 用途が定められたり、利用の方向は考えられるものなんでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) まず、普通財産ということになりますので、その後、様々な利用の検討がなされるものと考えておりますが、当課の所管ということではちょっとお答えがしにくい部分でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号

〇議長(宮本 泰男君) 日程第11、議案第64号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、診療科目を一部廃止するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮本 泰男君) 宇野浜坂病院事務長。
- 〇浜坂病院事務長(宇野喜代美君) 失礼いたします。それでは、議案第64号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。提案理由につきましては町長が申し上げたとおりです。

まず初めに、説明の都合上、審議資料 4 7ページ、新旧対照表を御覧ください。右側の改正案は、第 3 条第 2 項第 7 号、泌尿器科を削るものでございます。現在、公立浜坂病院で標榜する診療科目は 7 つの診療科目がございます。内科、外科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、泌尿器科の 7 つです。このたび泌尿器科を廃止するに至った経緯について御説明を申し上げます。

平成29年7月1日より常勤の医師を招聘、採用しまして、泌尿器科という診療科を 浜坂病院では初めて標榜してきたところです。そして、同年7月25日から週2日、半 日で診療を開始してまいりました。平成29年度の患者数は447人でした。平成30 年4月からは週1回、半日の診療体制に縮小となり、平成30年度の患者数は502人 でした。そして、令和元年10月からこの常勤医師が非常勤となりまして、月2回、半 日の診療体制となってまいりました。令和元年度の患者数ですが、349人でございま した。令和2年度も月2回の半日ということで、令和2年度は患者数が219人。その 令和2年度までお勤めいただいた医師が退職した後も、令和3年度から引き続き公立八 鹿病院より現在まで診療に当たっていただいてる非常勤医師を派遣いただき、月2回の 半日の診療体制の確保に努めて、何とか今日まで維持してきたというのが実態でございます。令和3年度の患者数は323人、令和4年度の患者数は291人で、おおむね1日平均12人程度となっております。加えまして、現在の医師は、当初から本年12月で八鹿病院の契約期間が満了ということの中でしたので、近隣をはじめ、麒麟のまち圏域の医療機関へも診療支援のお願いを行って、何とか維持継続を模索してきたところでございます。そのような折、今年度に入り、当該派遣医師より公立八鹿病院並びに当院へ7月末での辞意が示されました。公立八鹿病院としても当然御本人に慰留をされましたが、辞意は固く、当院としても幾度となく後任の医師派遣の継続について八鹿病院に協議、調整を重ねてまいりましたが、派遣継続は困難という結果となりました。

御承知のとおり、高度な検査機器もなく、手術もできない当院のような病院へ泌尿器 科専門の医師招聘は容易ではなく、医師確保が見通せない、再開のめども立たない中で、 休止のまま泌尿器科の標榜だけを継続するという形は医療法上も問題があることから、 このたび診療科目の標榜を取り下げるべく、このたびの条例の一部改正を御提案申し上 げるものでございます。

現在、受診されている患者の多くは、加齢に伴い尿の出が悪くなったり尿漏れであったり、いわゆる前立腺肥大だとか頻尿、過活動膀胱など、そういった患者が多いことも実態でございます。今後も高齢者の数に比例しまして、一定数そういった患者というのはいらっしゃると考えます。そういった患者や、現在泌尿器科を受診されて治療を継続されている患者に対しては、引き続き総合診療科で対応可能な診療を行ってまいりたいと考えております。また、総合診療科で検査の結果、高度な検査や手術が必要といった判断がなされた場合は、専門医療機関への紹介を当然ながら行ってまいるという方針であります。町民の皆様には大変御不便をおかけしますが、専門医師確保の窮状を御理解いただきますようお願いするものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和5年8月1日から施行するものでございます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員(14番 中井 次郎君) 説明をいただきましたけども、結局のところ、医師がいないということが原因でしょうか。診療を続けようにも医師がいなければできないっていうのは、これは確かなんですけども。それと、人数も詳細を毎年のあれを報告していただきましたけども、大体患者数として何名おられれば採算が合うかどうか、ちょっとそこら辺のところがよく分からないんですけども、医療機器も古いということで、いう話もされてましたけども、例えば500人なりが一番多い数字だったと思うんですけども、いわゆる医療機器を入れて、新しいお医者さんを招聘してやる意思はないということでしょうか。結局は採算も合わないし、できないという話なんでしょうか。そこら辺、

端的にお答えください。

- ○議長(宮本 泰男君) 宇野病院事務長。
- ○浜坂病院事務長(宇野喜代美君) 1日現在十数名ということで、採算ベースには、正直申し上げて、医師の報酬を払えば合っておりませんし、今後、例えば高度な医療機器を整えてすれば医師が来てくれるかどうかも判然といたしませんし、当院において初療の診療を総合診療科で行い、専門的な医療、高度な医療を受ける場合は紹介するという、これまでというか、当院における、それこそ経営強化プランでいう役割分担、連携強化、そこで今後浜坂病院の位置づけというのが当然なってまいろうかと考えておりますので、そういったことでこのたびは診療科を廃止したということでございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 14番、中井次郎君。
- ○議員(14番 中井 次郎君) あれですか、町民の中ではどうなんでしょうか。要望、 泌尿器科を残してほしいっていう思いはあるんでしょうか。いろいろと努力をされてる ようですけども、新しい医師を招聘して、それなりの設備も整えてやるという道は、今 のところは考えていないということでしょうか。その点、答えてください。
- ○議長(宮本 泰男君) 宇野浜坂病院事務長。
- ○浜坂病院事務長(宇野喜代美君) 7月末で先生が退職されるという中ですので、当然 予約患者の方もいらっしゃいますので、次の診療について、早めに総合診療科のほうに 当然患者にもお伝えしてるわけですけれども、現在のところ、スタッフからも、もう絶 対困るというような御意見が耳へ到達はしておりませんし、今後、全く泌尿器科を考え ないかということでもなく、見つかればまた泌尿器科というのは高齢者の一定数おられ る中の部分では、あれば泌尿器科を再開ということも考えなくはないというふうに考え ておりますが、現在のところ、めどが立たない中では標榜を取り下げざるを得ないという判断に至ったということでございます。
- ○議員(14番 中井 次郎君) 分かりました。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議がありますので、これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(宮本 泰男君) 賛成多数、14名であります。よって、本案は、原案のとおり 可決されました。

暫時休憩いたします。11時25分までにします。

午前11時10分休憩

午前11時24分再開

○議長(宮本 泰男君) 休憩を閉じ、再開いたします。

• — • —

日程第12 議案第65号

○議長(宮本 泰男君) 日程第12、議案第65号、辺地に係る総合整備計画の策定に ついてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、林道三尾御崎線道路改良事業を行うため、 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、 新温泉町三尾辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決をお願いするものでありま す。

内容につきまして企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 水田企画課長。
- 〇企画課長(水田 賢治君) それでは、議案第65号、辺地に係る総合整備計画の策定 について御説明をいたします。提案理由につきましては町長が申し上げたとおりでござ いますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第3条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いをいたします。

それでは、説明の都合上、審議資料の48ページをお開きいただきたいと思います。 辺地総合計画策定に係る理由書で説明をいたします。辺地名は三尾辺地です。当該辺地 は新温泉町の北東部に位置し、漁業を中心とした農漁村集落で、周囲を海と山に囲まれ ている。当路線は、林道としてはもとより、隣接する香美町と三尾地区をつなぐ生活道 路であり、災害時の避難路としても地域の住民にとって重要な路線であり、また山陰海 岸ジオパーク散策モデルコースの沿線であることから、町外からの入り込み者も多く通 行している。しかしながら、近年、林道法面の岩盤の風化が著しく、落石の発生など不 安定な状況にあり、通行の安全が確保できないことから通行止めの措置を行っている。 さらに、香美町と新温泉町をつなぐ旧国道である町道も数年前から地滑りによる通行止 めが続いており、早急な対応が必要となっている。したがって、直ちに当該路線の改良 工事を行うことにより、安全で円滑な通行を確保するものであります。

4 9 ページには位置図をつけております。香美町との町境付近で、黒い丸の中心部周辺が落石が発生している箇所でございます。

めくっていただきまして、50ページには詳細図をつけております。落石と小落石と 記載をしております2か所で、道路上に落石が発生をいたしております。

それでは、事業の内容ですが、この落石は令和5年2月6日に通報によって確知をしたもので、落石の翌日から通行止めの措置をいたしております。林道三尾御崎線は、平成12年に今の林道となってから23年が経過をしておりまして、近年は法面崩壊による崩土などがしばしば発生をしておりますけれども、維持工事によりまして通行の確保を行ってきました。特に道路山側の岩盤法面の風化が進行しておりまして、法面の中腹から上部に不安定な転石を確認をいたしております。

改良工事では、2年間で実施をしまして、法枠工及び落石防止栅での復旧を想定をいたしております。令和5年度には法面状況調査と測量、設計業務などを行いまして、令和6年度に林道改良工事を実施する計画となっております。

それでは、議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧ください。 1、辺地の概況です。(1)辺地を構成する字の名称は、新温泉町三尾、(2)地域の中心の位置は、新温泉町三尾字元屋敷 1 9 3 番地、(3)辺地度点数は 1 0 1 点です。

- 2、公共的施設の整備を必要とする事情は、先ほど説明しました理由書と同様の内容でございます。
- 3、公共的施設の整備計画は、令和5年度から令和6年度までの2年間、施設名は林道三尾御崎線道路改良事業、事業主体は新温泉町の単独です。事業費は1億円で、令和5年度に調査設計費等で1,000万円、令和6年度に法面改良工事で9,000万円という内訳です。辺地対策事業債の予定額は同額の1億円といたしております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。
 - これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 5番、米田雅代君。
- ○議員(5番 米田 雅代君) 新温泉町で、例えばこの工事をしまして通れるようになりました。ただ、今度、香美町側で、万が一こういうような落石等があったときに通れなくなるってことが考えられると思うんですけども、香美町の場合も、例えば落石があって通れないっていうような場合があった、そういう場合には、きちんと今回新温泉町がこういうような対策を取ったように、香美町も対策を取ってもらえるっていうような、そういうような話はされてるんでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 水田企画課長。
- ○企画課長(水田 賢治君) この事業の内容につきましては農林水産課の事業となって おりますので、農林水産課長から答弁をしていただきます。
- 〇議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- 〇農林水産課長(原 憲一君) 三尾御崎線の香美町側の管理についてですが、今回落 石が生じたということに関してもですけども、随時、香美町との連絡調整を図っており

ます。香美町側で落石等のそういった事案が生じた場合も常に新温泉町に連絡をいただいて、通行止め等の周知を図っていきたいというふうに、常に連絡調整を図っているという状況です。

- ○議長(宮本 泰男君) 5番、米田雅代君。
- ○議員(5番 米田 雅代君) では、確認ですが、香美町側でこういったような事案が起こった場合は、当然香美町側も同じような対策で、例えば、今回、新温泉町1億円かけてやるわけですが、同じような形できちんと通れるように、通り抜けができるような対策を取るというような、両町でそういうふうなことはきちっと決められているっていうふうに認識してよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 崩土落石等の状況に応じてということになりますが、 小規模な崩土等であれば維持工事で対応できるということも考えられますので、そういった事案が起きた場合に現場の状況等見まして、香美町で、例えば改良工事が必要という判断をされた場合には、今回、新温泉町で計画しているような改良工事が必要となると思いますが、ケース・バイ・ケースということになろうかと思います。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号

〇議長(宮本 泰男君) 日程第13、議案第66号、動産の買入れについてを議題とい たします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、ホイルローダーの購入契約を締結するに つき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条 の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) それでは、議案第66号の動産の買入れについて御説

明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の52ページをお願いいたします。

まず、1の購入の目的でございますが、肉用牛生産施設(第1団地)で現在使用しておりますホイルローダーは購入から30年が経過しており、老朽化が著しいことから更新により対応するものでございます。

2の納入場所ですが、新温泉町丹土1134番地の3に位置します肉用牛生産施設(第1団地)に納入をいたします。

3の納入期限でございますが、令和6年3月27日を予定しております。

4に購入予定車両の仕様書を記載をしております。作業の能力を示しますバケットの容量は0.6 立米でして、標準的な仕様に加えまして、防食のための亜鉛メッキがバケット部分とホイール部分に施されております。そのほか、キャビンヒーター仕様でラジエーターの防じんネットを附属をしております。

それでは、51ページの入札公表調書をお願いいたします。5月18日に業者13社により指名競争入札を実施いたしました。最終入札額といたしましては、8社が辞退し、そのほかの5社の中で株式会社東海近畿クボタ丹波事務所の555万5,000円が最低入札額で落札金額となります。

それでは、議案に戻っていただきまして、購入の物件はホイルローダー1台、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は555万5,000円、契約の相手方は兵庫県丹波市 氷上町市辺310番地、株式会社東海近畿クボタ丹波事務所、丹波事務所長、大串覚でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、岡坂遼太君。

- ○議員(3番 岡坂 遼太君) 指名競争入札なんですけれども、13社のうち、この東海近畿クボタ丹波事務所だけが本町に営業所、支店等がない、ないといいますか、浜坂営業所があるんですけども、丹波事務所というのは、そもそも入札参加資格はあるんでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 今回、指名に参加しております東海近畿クボタにつきましては、丹波事務所からの指名願ということで登録をされておりましたので、指名審査の委員会におきまして参加業者に決定したということでございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 3番、岡坂遼太君。
- ○議員(3番 岡坂 遼太君) この入札が始まる時点では登録がなかったというふうな 感じでいいんですかね。浜坂営業所を指名して、その後に同系列のこの丹波事務所が申 請を行ったというふうな経緯でしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。

- ○農林水産課長(原 憲一君) 株式会社東海近畿クボタにつきましては、丹波事務所 からの指名願ということで、町内にある事業所からの指名願は、町としては受けていな いという状況でございます。それは入札以前からでございます。今回指名を決定する以前からでございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 3番、岡坂遼太君。
- ○議員(3番 岡坂 遼太君) じゃあ、浜坂営業所を別に指名したわけでもないという ようなことですね。わざわざ町外の事業者を入れた理由というのもあるんでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- 〇農林水産課長(原 憲一君) 落札業者につきましては町外の事業所ということになるわけですが、今回広く車種を、広い選択肢の中で入札をしていただくということで、 1社のみ町外になるわけですが、指名委員会での判断の結果、東海近畿クボタの丹波事務所で指名を行ったということでございます。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) このホイルローダーの購入の御説明いただいたときに、 総務産建常任委員会の中で、古いホイルローダーについては減価償却が終わった後に無 償譲渡したというふうに説明されたんですけども、それは正しいでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- 〇農林水産課長(原 憲一君) 常任委員会で説明をさせていただきましたが、古い車種につきましては購入後減価償却期間が終了しましたので、その時点で使用している組合に無償譲渡をいたしまして、その後は組合で管理をしていただいていたという状況でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 今御説明いただいたのは私が傍聴させていただいた内容 と少し違うようなんですけども、もう一度正確な、正確というか、正確な内容を説明い ただけますでしょうか。ちょっと何か曖昧に感じたので、よろしくお願いします。
- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 現在使用しております古いホイルローダーにつきましては、購入後に減価償却期間が終わりましたので、その時点で使用している組合に無償譲渡をして、その後、組合で管理をしていただいていたという状況でございます。
- ○議員(8番 河越 忠志君) その購入というのはどの時点ですか。3回目になるんで、 ちょっと答えてください。
- 〇農林水産課長(原 憲一君) 購入年月日につきましては平成6年3月10日でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) ということは、購入して即座に譲渡したということにな

るんでしょうか。今御説明いただいたのがそういうふうに聞こえてしまうんですけども、そうすると、今回購入するのも同じように無償譲渡するということになるのか。私が委員会でお聞きしたのは、減価償却が終わった後に無償譲渡したというふうに説明されたというふうに私は認識してるんですけども、そこの、どの時点なのかが何か曖昧に聞こえてしまうので御説明いただきたいなと思いますし、もう一つは、この動産管理について、減価償却が終わったら単純に譲渡できるというようなものではなくて、ちゃんとした手続にのっとって譲渡すべきものだというふうに私は認識してるんですけども、その辺りについて総務課なり本町の規定としての取扱いがどうなっているのか、そこを総合的に御説明いただけますでしょうか。

- 〇議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- 〇農林水産課長(原 憲一君) 申し訳ありません。平成6年3月10日に購入をいたしまして、その後、すみません、耐用年数でございます、耐用年数8年が経過するまでは機械の使用料ということで組合から使用料を頂いて使用をしていただいていたと。8年が経過後に組合と協議をいたしまして組合に無償譲渡を行ったということで、それ以降は組合で維持管理をしていただいて使用をしていただいていたということでございます。実質、耐用年数が経過したという動産でございますので、利用されている組合に引き受けていただいたという判断でございます。
- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 4回目になるんで。答弁してもらってください。
- ○議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 少し確認しますので、時間をいただきたいと思います。
- ○議長(宮本 泰男君) 河越議員、後でまた報告を受けますんで。
- ○議員(8番 河越 忠志君) はい。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほか質疑ありませんか。質問ありませんか。 5番、米田雅代君。
- ○議員(5番 米田 雅代君) でしたら、今の説明のごとくに、じゃあ今度新しく購入 したものに対しても耐用年数までは使用料をもらい、それ以後は無償譲渡、そういうよ うな格好でされるということでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 現在のところ考えておりますのは、従前のものと同様に同じように使用料を頂いて、耐用年数経過後に相手方と協議の上、もし引き取りされるということであれば無償譲渡という形を考えております。相手方がありますので、その辺りはその時点での協議ということになろうかと思います。
- 〇議長(宮本 泰男君) 5番、米田雅代君。
- ○議員(5番 米田 雅代君) でしたら、その使用料というのはどういうような基準で 考えられるんでしょうか。

- ○議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 使用料につきましては、今回購入金額が決まりましたので、購入金額を基本といたしまして、耐用年数等考慮いたしまして供用開始、使用開始が始まるまでに使用料を決定して条例の改正等を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、今の時点で幾らという金額までは確定しておりませんので、その時期にまたお示ししたいというふうに思います。
- ○議長(宮本 泰男君) いいですか。

河越議員、先ほどの質疑は直接採決に関係しますか。

- ○議員(8番 河越 忠志君) しないように努力します。
- ○議長(宮本 泰男君) じゃあ、次に行かせてもらってもよろしいか。

そのほかの質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) 質疑ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号

〇議長(宮本 泰男君) 日程第14、議案第70号、令和5年度新温泉町一般会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計予算に補正 の必要が生じましたので御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろ しくお願いいたします。

〇議長(宮本 泰男君) 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりま すので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑 ありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員(6番 森田 善幸君) 何点か質問いたします。まず、予算書の本体の5ページです。地方債補正の部分の過疎対策事業債で、ソフト事業という御説明で130万円増

とありますが、これのちょっと中身の説明をお願いします。

それから、事項別明細書 5ページ、5 目企画費、1 8節負担金補助及び交付金の J R ローカル線駅周辺活性化モデル事業ですが、これの使い方といいますか、これはソフトとかハードとか両面にいけるということでしょうか。金額的にあまり多くないのでハードとか難しいと思いますし、また、委員会資料を見ると 1 回のイベントとかは無理みたいなことが書いてあるんですが、なかなかこの金額でそういうことをする、継続的な何かをするというのも難しいと思うんですが、ちょっとその辺りの考え方を御説明お願いしたいと思います。

それから、同じく負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業ですが、そこの2地 区が採択されたということでしたが、申請は何地区あって、2地区が採用されて、そこ の主な内容というのをちょっと御説明願いたいと思います。

それから、省エネ家電買換え促進事業の部分ですが、これは買う前に、購入する前に 申請が必要なものかどうか、それから、その周知方法、そして、あと、例えばこれ、似 たような事業が、今度は事業者向けの商工観光課の所管の事業があるんですが、これ、 例えば個人事業主が事業用に商工観光課、そして一般的な家庭生活の面としてこちらの 企画課の省エネ家電、もちろん全然用途は別なんですが、これ、両方とも申請とかがで きるのでしょうか。それから、商工観光課の部分の周知はどのようにされるのかお尋ね します。以上です。

- 〇議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 過疎債のソフト分の件でございます。観光施設の修繕に対する130万円を充当してるものでございます。
- 〇議長(宮本 泰男君) 水田企画課長。
- ○企画課長(水田 賢治君) それでは、企画費の御質問にお答えをさせていただきます。 まず、JRのローカル線の関係ですけれども、これは昨年の赤字路線の公表からそれぞ れワーキングチーム等で取り組んでまいった施策の一つでございます。県と市町との協 調事業ということで取り組む事業でありまして、県と市町が1対1の随伴補助という形 で事業を実施をいたします。

使い方につきましては、ソフト、いわゆる事業、施設の改修を伴わない事業も結構ですし、駅前の周辺のにぎわいづくりということでハードの整備に取り組んでいただくことも可能であります。また、1回のイベントでは駄目だということは、本来この事業の目的としましては、駅前周辺のにぎわいづくりというものが目的でございますので、1回のみならず継続をした事業、または年度内に複数回実施するものが対象ということにいたしております。

それから、コミュニティ助成事業につきましては、今回2地区に補助をいたしますけれども、申請は2地区でございます。申請の中身につきましては、4月の委員会資料でつけておりますが、主に集会所の備品整備であったりとか、それから除雪機の購入に申

請をいただいております。

次に、省エネ家電の買換えにつきましては、商品につきましては7月1日からというふうに基準日を設けておりまして、7月1日よりも前に購入された場合につきましては対象外といたしております。7月1日以降の買換えということが対象要件といたしております。このことにつきましては、周知をするということで、広報、それからホームページ等を通じて早急に周知をさせていただくとともに、取扱店で周知をさせていただきたいということで考えております。また、町内の事業者からの購入といたしておりますので、町の商工会にも御協力をいただいて事業者に御案内をするということでお話をさせていただいております。

また、個人と事業者と両方できるかという御質問につきましては、企画課が担当いたします個人部門につきましては、例えば店舗と併用住宅でありましたら、住宅のほうの買換えに対しましては企画課で対応させていただく、また、事業所のほうにつきましては商工観光課の事業者のほうで対応していただくというふうな形だと思っております。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) 事業者向けのエネルギー価格高騰対策補助金の件でございますが、要綱の3条の中で、補助対象としまして現に専ら事業の用にのみ供する設備というふうに限定をさせていただいておりますので、そういった対応になります。なお、周知につきましては、広報、ホームページ、また商工会からの会員への通知という形で御案内させていただきます。
- ○議長(宮本 泰男君) 6番、森田善幸君。
- ○議員(6番 森田 善幸君) 駅前ローカル線の駅周辺活性化モデル事業についてですが、この金額でそういったことが何か達成できるのかなというような思いもあるんですが、例えばそれは、県の補助はもう決まっとるんですけど、例えば県、町の補助が1対1ですけど、それ、町の補助を増やしてっていうようなことはもう制度上できないということでしょうか。

それから、先ほどの家庭用の家電ですが、これはもちろん7月1日前は駄目なんですけど、7月1日後に購入して、購入して支払いを済ませた後に申請というのは駄目ということで、あくまで計画した段階で申請しないといけないということでしょうか。商工振興のほうはそういった制度になってるように見えるんですけど、ちょっと家電のほうは何かその辺がもう一つ要綱を見てもよく分からなかったので、御説明をお願いします。それと、全然別でしたら、家庭用で、例えば個人事業主の方が家のテレビを買い換えると、省エネ家電に。それで、事業で例えば使っている大型冷蔵庫を買い換える、これは両方別に申請できるという、同じ人が申請できるということでしょうか。

- 〇議長(宮本 泰男君) 水田企画課長。
- ○企画課長(水田 賢治君) まず、駅周辺の活性化の事業につきましては、県のほうでもまだどのように申請をしていただくかということができてない状況の中で暫定の予算

を組んでいるという形になります。町としましても、今現在は特に対象者があるという 形ではありませんので、今後において駅周辺の活性化をしていただける方、グループ、 団体がありましたら、まずは今回の補正予算で対応させていただきながら、たくさん申 請があれば、審査を経てまた増額のお願いをする場合もございます。県下の中でもそん なにたくさんの予算を組んでおりませんが、今、県では、商工会青年部、また各学校関 係に何かこういうにぎわいづくりができないかということでの御案内、それからお願い をいたしてる状況でございます。

それから、家電のほうにつきましては、7月1日以降の申請は購入後で可能であります。その際には、交付金という形ですので、事前の届出も必要ありませんので、証拠書類をつけていただいて交付金の申請をしていただくという形にいたしております。

それから、先ほどの家庭用と、それから事業所分という形につきましては、個人の居住部分という形での一つの分け方をさせていただいております。

〇議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。(「昼だで」と呼ぶ者あり) どうしま しょう。

昼になりますので、これで暫時休憩、昼食休憩いたします。 13時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 0 分休憩

午後 0 時 5 9 分再開

○議長(宮本 泰男君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第14の議案第70号について、質疑ありませんか。

3番、岡坂遼太君。

○議員(3番 岡坂 遼太君) 18ページの観光DX推進事業についてです。このDX 推進事業において、補助金という扱いなんですけれども、取得するデータというのは、 これについて3点あります。取得するデータは役場が取り扱える期間というのは何か定 められているものなんでしょうか。あるいは、数年間事業期間限定で役場が取り扱うと いうふうな形なんでしょうか。

また、今後、機器が故障したり更新が必要になったときに事業者の負担ということで 考えたらよいでしょうか。

また、麒麟のまち等の広域なデータとの連携を図れるようなデータ収集であるべきだと思うんですけれども、町内であっても飲食店の利用や交通データ等と照らし合わせられるようなデータを取得すべきだと思うんですけれども、今回、旅館のPMS関連のことオンリーということなんですけれども、そういった展開は考えられているでしょうか。お願いします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) まず、役場がデータを取り扱うという部分でございま

すけれども、観光振興協議会の事務局を商工観光課に置いとりますので、当面は町でそういったデータの活用のお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。 なお、故障あるいはランニングコストにつきましては、それぞれの事業者の負担というふうになります。

麒麟のまちとの連携でございますけれども、スタートとしましては新温泉町が先行してこの宿泊施設のデータ収集取り組んでまいりますけれども、今後、麒麟の圏域においても順次取組を進めるということでございますので、広域的なデータ活用を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の宿泊データの収集でございますが、宿泊事業者の事業の効率化に資するだけではなく、そういった宿泊客のデータを飲食業、小売業の皆様にも活用していただくというのが大きな趣旨でございますので、ただ、現状、飲食店等からデータを収集するということは、システム等が入ってる事業者の規模ではありませんので少し難しい面もありますが、今後、別の麒麟のCRMの事業もございますので、そちらと連携させながら取り組んでまいりたいと思います。なお、当初予算において人流分析のカメラとか、あるいは携帯基地局データの収集の予算もつけていただいておりますので、それらとも連携したデータの確保についても進めてまいります。

- 〇議長(宮本 泰男君) 3番、岡坂遼太君。
- ○議員(3番 岡坂 遼太君) 当面は扱えるというふうなお話だったんですけど、この データを活用した観光DXについて、今後ずっとデータの活用というのは必要になって きますので、当面という曖昧なものなのか、あるいはずっとこの町として取り組んでい くものとしてやっていくのか、あるいは、今後も取り組んでいくのであれば、今回は町 単事業ということなんですけれども、補助金等も活用していくことも考えられると思う んですけれども、そういった点はいかがでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) 当面と申しましたのは、先般も観光協会の合併等の御意見もいただいておりましたけれども、最終的には観光事業者の団体がこういったデータを主体的に活用できるという形が理想でございますので、当面という申し上げ方をさせていただきました。

それから、何でしたっけ、もう一個は何でしたっけ、ごめんなさい。

- ○議員(3番 岡坂 遼太君) 補助金等を活用して今後もどのように。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) はい。データの収集だけではなくて、それを活用する際には様々な加工が必要になる場面も考えられますので、引き続き町として支援してまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 今の項目に関してではあるんですけども、ここに追加の

資料ということでお配りいただいてる、それぞれの事業の内訳等が書かれてるんですけども、この実際に動かれる主体というのがこの協議会で動かれるのかなというふうにも思えるし、補助金ということの中でPCの購入とかいうことになると、そのPCの所有権は各旅館とかいうふうになるのかなと思ったりするんですけども、その辺りのその実際のどこまでがどういう範疇でどういう権限でやってるのかなというあたりが、この資料を見させていただくと、私の理解力がないのかもしれないんですけども、もう少し御説明いただけたらなというのが一つ。

もう一つは、今回辺地の計画を立てて林道三尾御崎線改修を計画されるんですけども、 測量については実際に町が直接やらなきゃいけないと思うんです、直接というか、町の 事業費でやらなきゃいけないと思うんですけども、改修について、要は道路の改良について、法面の改良等については補助金というのがないのかな、要は災害等についてとかのような適用の中でないのかなと。1億円というのは、それは町が全て持ち出すのか、 あるいはその1億円の中には別の国庫支出金等が想定されるのか、その辺りについて御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) 今回のデータ収集活用につきましては、現状、旅館側にシステムが入っている場合には、その改修という形で旅館側のシステムの改修をする場面も想定されます。そういった形につきましては、補助という形で観光振興協議会から旅館にしていただくと。で、観光振興協議会側にシステム、実際には所有するというよりもクラウドで使わせていただくという形になりますので、物件の所有というのはあんまり考えられませんけれども、システム自体は観光振興協議会で管理していくという形でございます。
- 〇議長(宮本 泰男君) 辺地債。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 辺地ではなくて事業主体のほうです。事業担当のほうで すよ、当面できるとすれば。
- ○議長(宮本 泰男君) 事業主体、三尾御崎。 河越議員、もう1件目は、三尾御崎線の。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 三尾御崎線の、今回の事業予算の中では測量なんですけ ども、測量については多分補助ってないと思うんですけども、実際に総事業費として1 億円上げておられる中で、災害とかであれば国から実際のお金が出てきたりする部分が あるんだけども、今回の三尾御崎線についての事業について、国庫補助等が想定されて るかどうか、その1億円の中に入ってくるのかどうかについて教えていただきたいなと いうのは2つ目の質問だったということです。
- 〇議長(宮本 泰男君) 原農林水産課長。
- ○農林水産課長(原 憲一君) 三尾御崎線の林道改良事業につきましては、来年度以降になりますが、国庫補助事業を活用しての事業の実施を考えております。その場合に

発生する町負担につきまして、このたび辺地債を活用するということで計画を上げさせていただいております。

- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) DXの件なんですけれども、実際ここの説明の中でPC 等の購入費というのが上げられてるので、物自体もあると思うんですね、それが実際に どうなのか。それとあわせて、改修等については、既に機器を持っておられるとこについては改修費用だということなんですけども、それに当たって、それぞれ金額を設定されてるんですけども、本来、平等な形、金額的に平等にするのか、あるいは補助率を平等にするのか、この枠の中を厳守して、この枠の中でそれぞれ割り振っていくのか、その辺りについての予定がこの追加資料では分からないんですけども、その辺りについての積算根拠っていうのはどのようになっているか、教えていただけませんでしょうか。
- 〇議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井 崇弘君)** 大変失礼しました。観光振興協議会事務局側でデータ 処理用のPCの購入は想定しておりました。大変申し訳ございません。

それから、各宿泊施設においてのPMS顧客管理システムの改修でございますけれども、想定しているデータ処理のシステムと連携をさせるに当たりまして、必要とする費用は事業者ごとにかなりの差が見込まれます。少ない場合は数万円で、多い場合には100万円とかそういったコストが発生することも見込まれますので、コストの大小を見極めながら実際に補助をしていく、実施していくということになりますけれども、詳細の各PMSとデータ処理のシステムをつなぐための改修の見積りが、まだ完全な見積りとは言えませんといいますか、実際に詳細まで積算を詰めていかないと見えない部分もございますので、そういったところを見ながら調整進めてまいりたいと思います。

- ○議長(宮本 泰男君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 今、御説明いただいた中でいくと、費用がかかる、100万円ぐらいかかるとこがあったり、数万円で済むところがあったりということの中で、結局これオーバーしてしまうと、完全にやってもらうことを主として一部分をカットするのか、あるいは補正で全てのところにやっていただくようにするのか、補助率的な目標というのを定めておられるのかどうか、そこについてお聞かせいただけますでしょうか。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) 基本的には定額で全て接続、データが収集できるよう な形を整えさせていただきたいと考えております。一方で、現実的に不可能な部分もご ざいますので、そういった場合には、エクセルのデータで排出をしていただいて、これ を別のシステムに送るというふうな形の、若干手作業の残るような形にならざるを得な いということも想定をしております。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員(14番 中井 次郎君) 1点だけお尋ねします。9ページの社会福祉総務費の中で、報償費で講師謝金、ユニバーサル社会づくり推進地区協議会研修講師、それから、委員報酬でユニバーサル社会づくり推進地区協議会委員10名、この内容的なものをちょっと説明をしてください。何をしようとなさっているのか。

それから、委員さん方っていうのは、どういう基準で選ばれるんでしょうか、それに ついてお尋ねいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 朝野健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(朝野 繁君) ユニバーサル社会づくり推進地区協議会の関係でございます。まず、講師謝金につきましては、研修会を予定しております。協議会のメンバーであったり、あと、湯村温泉の観光施設の方なんかも参加できるような、また、一般の方も参加できるような研修会を開催しまして、国の心のバリアフリー認定制度というものがございますので、その制度の一つの要件であるバリアフリーに関する教育訓練というのが一つの要件としてございますので、そういうものも取れるような形で、地域の方も参加できるような研修会を開催したいというふうに考えております。その講師謝金ということで計上させていただいております。

あと、ユニバーサル社会づくり推進地区協議会の委員につきましては、昨年度、委員の委嘱をさせていただいております。昨年度2回会議を開催をしております。地域の観光に関係があるような団体の方々、あと、各種のすこやかクラブであったり、小学校の関係者の保護者の方、あと、中学校の方も、関係者の方もいらっしゃいますし、民生委員など、地域から推薦をしていただいた方を基に、こちらで委嘱をさせていただいておるというところでございます。以上です。

- ○議長(宮本 泰男君) 14番、中井次郎君。
- ○議員(14番 中井 次郎君) ユニバーサル社会づくりっていうのは、本当に、端的に答えていただけませんか。どういうもんを、バリアフリーやらっていうような話も聞こえとったんやけども、具体的に何をするのかね。これまでからいろいろと公共の施設のバリアフリーだとかそういうのなり、こういうことについては行政の中で取り組んでまいりました。ほかに何をしようとしているのかね、それを知りたいんでね、答えてください。
- ○議長(宮本 泰男君) 朝野健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(朝野 繁君) このユニバーサル社会づくり推進地区につきましては、 県が指定するということで、市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組むというこ とになっております。

目的としましては、高齢者や障がい者、外国人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためということで、県では助成事業もありまして、ハード面、あとソフト面の事業があるということで、このたびの事業ですとソフト面ということで、協議会の活動

費助成事業というのを活用して事業を実施するということでございます。以上です。

- ○議員(14番 中井 次郎君) 分かりました、はい。
- ○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。9番、重本静男君。
- ○議員(9番 重本 静男君) 総務産建常任委員会の資料を見させていただいたことでちょっとお尋ねしたいんですけど…… (「何ページ」と呼ぶ者あり)委員会資料を見て、商工観光課が出している場面でありますけど、エネルギー価格高騰対策事業補助金についてであります。2番目の補助対象者ということで上がっとるわけなんですけど、米印で、農業、漁業、林業は除くとなっておりますけど、これはどういうことなのか、説明をお願いいたします。
- 〇議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井 崇弘君)** エネルギー価格高騰対策事業補助金の除外の規定、補助対象者の除外の規定でございますが、今回のこのエネルギー価格高騰対策事業の趣旨としまして、商工事業者を想定をしております。別の補助制度等によりまして、農業、漁業、林業の部分につきましてはカバーされてる面がございますので、重複しないようにというふうな趣旨でこのような規定を設けさせていただきました。
- 〇議長(宮本 泰男君) 9番、重本静男君。
- ○議員(9番 重本 静男君) 農業者でありましても商工会の会員でもありますし、例 えば、ある農家が冷蔵庫を持っておりまして、これ大型のですよ。それを更新するとい うときには、多分対象になろうかと思うんですけど、そういったあたりの補助は出せる んじゃないかと思っておるんですけど、御見解をお伺いいたします。
- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○商工観光課長(福井 崇弘君) 農業の経営に関する冷蔵庫につきましては、このたび のこちらで提案させていただいております補助事業につきましては、対象外とさせてい ただいております。同じようにお困りの部分というのは実際あると考えておりますけれ ども、いずれかの、何らかの補助金を使っていただくという部分でいいますと、重複は 避けたいという部分がございまして、その農業の冷蔵庫というのは、ちょうどはざまに なってしまうという可能性があるのかもしれませんけれども、今回のこの商工事業者を 対象とした制度ということで、除外とさせていただきたいと思います。
- ○議長(宮本 泰男君) 9番、重本静男君。
- ○議員(9番 重本 静男君) 先ほども言いましたけど、農業者であっても商工会員で、どういったらいいんですか、普通の商売の方と一緒の立場で会に参加しているわけなんですけど、例えば、果物を冷蔵して道の駅に卸すとかというようなことで大型の冷蔵庫を持っている農家、また、その農家でも事務所があってエアコンがある、そのエアコンを古いエアコンであれば電気代がかかるということで、今はやりの新しいエアコンにするとか、そういったことも起こり得ると思うんですけど、この商工観光課の中の農業、

林業、水産業を除外するっていうのはちょっと腑に落ちないんですけど、再度御答弁を お願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 福井商工観光課長。
- ○**商工観光課長(福井** 崇弘君) まず、その商工会の加入の有無につきましては、今回、 こちらの制度では特に要件としておりませんので、商工会の加盟、非加盟にかかわらず 御利用いただける制度でございます。

こちらでその制度の設計をさせていただく中で、正直申しまして、農業、林業、漁業の詳細、あるいはお困りの部分等々というのが、こちらで詳細把握できておりません。 あくまでも商工業振興の中で今お困りの部分で均等にといいますか、公平に補助のお手伝いできる部分ということで制度の設計をさせていただいております。以上でございます。

○議長(宮本 泰男君) そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

.....

午後1時22分再開

○議長(宮本 泰男君) 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第71号から議案第77号までの令和5年度特別会計及び公営企業会計7会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第15 議案第71号 から 日程第21 議案第77号

○議長(宮本 泰男君) 日程第15、議案第71号、令和5年度新温泉町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第16、議案第72号、令和5年度新 温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第17、議案第73号、 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について、日 程第18、議案第74号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1 号)について、日程第19、議案第75号、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算 (第1号)について、日程第20、議案第76号、令和5年度新温泉町下水道事業会計 補正予算(第1号)について、日程第21、議案第77号、令和5年度新温泉町公立浜 坂病院事業会計補正予算(第1号)についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 議案第71号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてから議案第77号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じましたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろ しくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第71号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第75号、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。13時45分まで。

午後1時32分休憩

午後1時44分再開

○副議長(中村 茂君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第22 議案第67号

〇副議長(中村 茂君) 日程第22、議案第67号、西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の選任についてを議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、本議案は 副議長のほうで進行させていただきます。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、現管理委員及び補助委員が令和5年6月27日をもって任期満了となるため、後任の管理委員及び補助委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- ○副議長(中村 茂君) 中井総務課長、説明ください。
- ○総務課長(中井 勇人君) それでは、西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助委員の 選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料 5 3 ページを御覧ください。

根拠条文としまして、地方自治法と条例の抜粋を記載しております。まず、地方自治 法第296条の2で、条例で財産区に財産区管理会を置くことができるとなっており、 第2項では、財産区管理委員は7人以内、第3項で、非常勤とし、任期は4年とすると 規定されております。

次に、新温泉町西浜財産区管理会設置条例では、地方自治法の規定に基づき必要な事項を定めております。第2条第1項で、西浜財産区に財産区管理会を置くとし、第2項で7人をもって組織する、第3項で、委員を補助するため補助委員を置くことができるとしており、第3条では、委員の選任には、西浜財産区の区域内に3か月以上住所を有する者で、新温泉町議会議員の被選挙権を有する者の中から町長が議会の同意を得て選任する。第2項では、補助委員についても同様とすると規定しております。

それでは、議案第67号に戻っていただき、西浜財産区管理委員としまして、水谷和 尚氏から田中雅樹氏までの7名、それから、めくっていただき、西浜財産区補助委員と しまして、松上鉄雄氏から西岡安雄氏までの4名について、選任同意をお願いするもの です。以上、よろしくお願いいたします。

〇副議長(中村 茂君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(中村 茂君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(中村 茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(中村 茂君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長の入場を認めます。

[16番 宮本泰男君入場]

〇副議長(中村 茂君) 議長にお伝えいたします。議案第67号は、同意することに 決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

- ○議長(宮本 泰男君) 休憩を閉じ、再開いたします。
- ○議長(宮本 泰男君) 先ほどの中井総務課長の答弁漏れがありますので、中井総務課 長、よろしくお願いします。

中井総務課長。

○総務課長(中井 勇人君) 午前中の河越議員の質問に対して答弁漏れがございました

ので、答弁させていただきます。

財産処分の考え方ですけども、地方自治法237条におきまして、財産を処分する場合には、条例または議会の議決によるということで規定されております。その中で、条例につきましては、新温泉町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条に基づき、その中で規定されております公益上の必要に基づき、他の地方公共団体、その他の公共団体または私人に物品を譲渡することができると規定されておりますので、それに基づいて処分をしているということでございます。なお、ホイルローダーも処分につきましては、旧町時代の処分ということで、旧町の条例に基づいて対応しているところでございます。以上です。

日程第23 議案第68号

〇議長(宮本 泰男君) 日程第23、議案第68号、大庭財産区管理委員及び大庭財産 区補助委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、現管理委員及び補助委員が令和5年6月27日をもって任期満了となるため、後任の管理委員及び補助委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助委員の選任について御説明いたします。根拠条文につきましては、審議資料 5 4 ページに地方自治法と条例の抜粋を記載しておりますが、地方自治法につきましては、先ほどの議案第67号と同様であり、条例につきましても、財産区が西浜から大庭財産区となる部分以外は同様ですので、審議資料の説明は省略させていただきます。

議案第68号を御覧いただきまして、大庭財産区管理委員としまして、中田雄久氏から山本一幸氏までの7名、それから、めくっていただきまして、大庭財産区補助委員として、宇野通眞氏から、次のページ、水田清治氏までの11名について、選任同意をお願いするものです。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意する ことに決定しました。

日程第24 議案第69号

○議長(宮本 泰男君) 日程第24、議案第69号、八田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、現管理委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、後任の管理委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本 泰男君) 中井総務課長。
- 〇総務課長(中井 勇人君) 八田財産区管理委員の選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料 5 5 ページを御覧ください。

先ほどと同様に、根拠条文としまして、地方自治法と条例の抜粋を記載しております。 地方自治法は省略いたしまして、条例を見ていただき、新温泉町八田財産区管理会設置 条例第2条第1項で、八田財産区に財産区管理会を置くとし、第2項で7人をもって組 織する。第4条では、委員の選任には八田財産区の区域内に3か月以上住所を有する者、 世帯主で、新温泉町議会議員の被選挙権を有する者の中から町長が議会の同意を得て選 任すると規定しております。

それでは、議案第69号に戻っていただきまして、八田財産区管理委員としまして、 太田清美氏から山村和之氏までの7名について、選任同意をお願いするものです。以上、 よろしくお願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意する ことに決定しました。

日程第25 請願第4号

○議長(宮本 泰男君) 日程第25、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。 浜田委員長。

〇民生教育常任委員会委員長(浜田 直子君) 請願審査報告をさせていただきます。

審査事件、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について。請願者、兵庫県 美方郡新温泉町湯字大城1684-29、美方郡教職員組合執行委員長、井上尊文。

審査の結果。令和5年第124回新温泉町議会定例会1日目の本会議において、本委員会に付託された事件である。その後、会期中における審査事件として、令和5年6月14日開催の委員会において審査を行った。

本請願は、子供たちの教育環境改善のため、教職員定数の改善、少人数学級の推進及び教育予算の財源保障等を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとした。以上です。

○議長(宮本 泰男君) 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) ありませんね。委員長、ありがとうございました。 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 暫時休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時04分再開

- ○議長(宮本 泰男君) 休憩を閉じ、再開いたします。
 - この請願に対する委員長の報告は、採択です。
 - この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時04分休憩

○議長(宮本 泰男君) 再開いたします。

追加日程第1 意見書案第2号

〇議長(宮本 泰男君) お諮りいたします。ただいま意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。 追加日程第1、意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の 復元に係る意見書についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

〇議員(6番 森田 善幸君) 先ほど採択されました請願に基づきまして、別紙、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を、新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和5年6月19日提出。新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者は私、森田善幸、賛成者は河越忠志議員、重本静男議員の2名であります。

それでは、説明に代えて朗読いたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の1 の復元に係る意見書案。 2 0 2 1 年 の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 3 5 人に引き下げられるものの、今 後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の 実現が必要です。また、 2 0 2 0 年 7 月 3 日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、 3 0 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善は不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置などを行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、 一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自 治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強 く要請します。

- 1、中学校・高等学校の35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種 の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3、自治体で、国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
 - 4、教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保などの観点を十分に考慮 し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数 加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育 費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年6月19日。衆 議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣 様。兵庫県新温泉町議会議長、宮本泰男。

以上であります。

○議長(宮本 泰男君) 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 質疑ありませんね。森田議員、ありがとうございました。 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

別紙意見書を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決する こととし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択されました意見書第2号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、 議長において処置することに決定しました。

日程第26 議員派遣について

〇議長(宮本 泰男君) 日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました1件に派遣する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手 〇議長(宮本 泰男君) 元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長(宮本 泰男君) 日程第27、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出に ついてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査 の申出が出されておりますので、これを承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決 定しました。

〇議長(宮本 泰男君) お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議 了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思 います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮本 泰男君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会 することに決定いたしました。

第124回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月7日の開会以来、会期末となる本日まで、条例の改正、令和 5年度一般改正補正予算など重要な案件について審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論 は得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。また、町長はじめ執行 部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での 意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むも のであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜ります

よう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。 西村町長、挨拶。

○町長(西村 銀三君) 6月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重 な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向け、一層の御支援、御協力を心よりお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(宮本 泰男君) 以上をもって本日の会議を閉じます。

第124回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時22分閉会